

「組立家屋」の登録意匠の意匠権侵害の成否

東京地判令和2年11月30日（平成30年（ワ）第26166号）

知的財産権法研究会
レクシア特許法律事務所
弁護士・弁理士 山田 威一郎

第1 はじめに

令和元年意匠法改正によって、「建築物」の意匠が、意匠法の保護対象になることが明確になったが（改正意匠法2条1項）、同改正前の意匠法（以下、「旧意匠法」という。）においても、従来型の「物品」の一種である「組立家屋」の意匠の登録は認められていた。

本判決は、旧意匠法下において、意匠に係る物品を「組立家屋」として意匠登録された意匠権の意匠権侵害を初めて肯定した判決であり、旧意匠法下において、建物の形態が実質上、どのように保護されていたのかを考える契機となるだけでなく、令和元年改正意匠法（以下、「改正意匠法」という。）下における「建築物」の意匠の保護範囲を考える上でも参考になる判決である。

本稿では、本判決の概要を紹介した上で、旧意匠法下における「組立家屋」の意匠権の及ぶ範囲の解釈及び法改正の影響に関し、検討を行う。

第2 本判決の内容

1 事案の概要と本件の争点

本件は、意匠に係る物品を「組立家屋」とする登録意匠（意匠登録第1571668号）の意匠権侵害及び不正競争防止法2条1項1号に基づき、被告が販売する建物の製造、販売等の差止め及び除去、並びに、損害賠償金の支払いを求めた事件であるが、東京地裁は、意匠権侵害の成立を認め（不正競争防止法2条1項1号の該当性は否定している）、被告製品の製造、販売の差止め及び85万1238円の損害賠償を認容した。

原告の登録意匠（本件意匠）は、工場で生産された複数の建物キットを建設現場で組み立てることで建築される「組立家屋」の部分意匠であり、地面と垂直に設けられた柱部及び地面と平行に設けられた梁部が形成する略十字の部分の形態（以下の図面の実線部分）が意匠登録を受けようとする部分となっている。